

青森県報

第三千六百一十号

平成二十四年
十一月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定
 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生
 都市計画の変更
 (障害福祉課) …… 一
 (水産振興課) …… 一
 (都市計画課) …… 二

右 同 …… 二
 右 同 …… 二
 右 同 …… 二
 漁船保険付保義務の発生
 (下北地域) …… 三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
 同法第十条第一項の規定による公告
 (県民生活) …… 三
 (文化課) …… 三
 右 同 …… 三
 右 同 …… 三
 建設業者の許可の取消し
 (下北地域) …… 四

告 示

青森県告示第八百十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五

の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う所	指定年月日
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	児童発達支援	五所川原市大字水野尾字懸樋二一九の一	平成二四・三・一
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	放課後等デイサービス	五所川原市大字水野尾字懸樋二一九の一	"

青森県告示第八百十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
三沢市鹿中一丁目四八九	三沢区域 三沢市漁業協同組合の地区	総トン数二トン以上の漁船により行う漁業であつて、主として刺網漁業
三沢市前平一丁目七の四	尾崎 勝一 工藤 勇三	同上
三沢市鹿中一丁目五三三	同上	同上
三沢市大津四丁目二の四	同上	同上
佐々木 光夫 坂岡 隆志	同上	同上

三沢市三川目四丁目一四五の四三四 門上 馨	三沢市鹿中三丁目一四五の四九四 河村 幸子	三沢市鹿中二丁目一四五の七一 富田 由廣	三沢市三川目四丁目六九の二二三 宮古 武則
総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行なう漁業であつて、主としてほっき貝けた網漁業	昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区域の設定)の二に掲げる漁業以外の漁業	昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区域の設定)の二に掲げる漁業以外の漁業	昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区域の設定)の二に掲げる漁業以外の漁業

青森県告示第八百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、十和田都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、十和田市建設部都市整備建築課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第八百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び東北町企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第八百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び東北町企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第八百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画臨港地区に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市整備部都市政

策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第八百二十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二五三番地一 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地一九 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五八〇番地一	泊
松下 誠四郎 中村 幸一 辻浦 武治	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人十和田馬主協会

三 代表者の氏名

宮野 進

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字三本木字里ノ沢六六

五 定款に記載された目的

この法人は、十和田市及び周辺市町村民に対し、馬の飼育と愛護に関する普及啓発、馬文化の普及啓発に関する事業などを行なうことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者地域生活支援センターびあ
代表者の氏名

高橋 等

四 主たる事務所の所在地

八戸市東白山台三丁目二の二五

五 定款に記載された目的

この法人は、多様な福祉サービスおよび介護保険サービスがその利用者の意向を尊重し総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域生活において営むことができるよう支援することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て応援隊ココネットあおもり

三 代表者の氏名

沼田 久美

四 主たる事務所の所在地

青森市岡造道三丁目四の二七

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の家族に対し、子育てを応援する事業を実施するとともに、子育て支援者の育成を図る事業を実施することにより、青森市における子育て支援団体の核となり、家族と子育て支援者がお互い育ちあい、あずましい子育てができ

る社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北日本機械工業

二 代表者の氏名 山道 秀明

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字小平館一の七三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第六〇〇一一五号

五 取消年月日 平成二十四年十月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可 石・鋼構造物・しゅんせつ・水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年十月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------